○司法修習生就職合同説明会の参加基準(東京三会申し合わせ)

(平成18年6月23日三会申し合わせ)

改正　平成19年3月12日　会則第5号改正に伴う改正　平成20年1月24日基準第1号

1　目的

この基準は、司法修習生を対象として東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三会」という)が共催する標記説明会に参加するための、法律事務所等の資格基準を統一し明らかにすることを目的とする。

2　参加の対象となる法律事務所等

東京三会の会員が所属する法律事務所(弁護士法人を含む。以下同じ。)と企業および官公署その他の団体(以下、「企業等」という。)を参加の対象とする。

3　法律事務所の参加資格・条件

(1)　当該法律事務所に所属するいずれかの会員が、就職説明会開催日において、次のいずれかに該当する場合には、参加は認められない。

1)　業務停止期間中であること、または、綱紀委員会で懲戒相当とされて懲戒委員会に付議されていること。

2)　業務停止以上の懲戒処分を受け、処分の効力が生じてから 3 年以内であること。但し、業務停止処分にあっては、停止期間満了から3年以内であること。

3)　戒告の懲戒処分を受け、処分の効力が生じてから1年以内であること。但し、非弁提携事案による戒告の場合は、処分の効力が生じてから 3 年以内であること。

(2)　(1)のほか、当該法律事務所所属の会員が、その所属にかかる東京三会のいずれかの会の就職説明会参加基準に抵触するときは、参加は認められない。

4　企業等の参加

当該企業等について、東京三会のいずれからも異議が出されないときは、参加を認めることができる。この場合、当該企業等に東京三会の会員が所属することを要しない。但し、次のいずれかに該当する場合は、参加は認められない。

(1)　当該企業等の業務が次のいずれかに該当するとき。

1)　営業形態が善良な風俗を害し又は公共の福祉に反するおそれがあること。

2)　販売方法、宣伝広告方法等が消費者を害するおそれがあること。

3)　非弁護士活動の助長、弁護士の肩書の不正使用その他弁護士法違反又は弁護士法の精神に反するおそれがあること。

(2)　東京三会あるいは各弁護士会からの要請にもかかわらず、当該企業等が弁護士の使命に反せず、かつ弁護士の信用及び品位を害するおそれがないと認めるに足りる資料又は情報を提供しないとき。

(3)　当該企業等に、東京三会の会員が所属するときは、就職説明会開催日において、当該会員が第3項のいずれかに該当するとき。

5　審査の方法

第3項(1)および前項各号の該当の有無については、参加申込をする法律事務所または企業等に対し、参加申込書に記載を求めるものとする。

6　法律事務所および企業等の責務

参加する法律事務所および企業等は、所属会員若しくは担当者が、東京三会あるいは各弁護士会及び司法修習生と緊密に連絡を取るものとし、修習生の就職活動や説明会の運営に支障をおよぼすことを行ってはならない。

附　則

この基準は、平成18年6月23日から施行する。

以上

附　則(改正　平成19年3月12日　会則第5号改正に伴う改正)

この改正規定は、公示の日から施行する。

(平成19年4月2日　公示)

附　則(平成20年1月24日基準第1号)

第3項(1)及び第4項(3)の改正規定は、平成20年1月24日から施行する。

（平成19年11月29日　東京三弁護士会司法修習生等の就職に関する協議会承認）

(平成20年1月24日　三会理事者会承認)